

○熊谷市産学連携による新製品等開発事業補助金交付要綱

平成19年3月30日

告示（甲）第57号

（目的）

第1条 この告示は、予算の範囲内で補助金を交付することにより、産学連携による新製品の開発を支援することを図り、もって本市産業の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「新製品等開発事業」とは、新製品、新技術に関する試作品開発並びに効果の検証及び利用面の開発を目的とする研究開発事業をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大学等の研究機関及び市内に本店若しくは主たる事務所又は生産施設を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）が共同で行う新製品等開発事業で、現在の技術水準から見て新規性があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 産業技術の健全な発展及び市民生活の向上に資すると認められる機械又はシステムの開発等
- （2） 前号に準ずる新規製品及びそれに関する設備、部品材料、原材料等の開発

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる事業費は、前条に規定する新製品等開発事業に要する費用のうち、研究開発のために必要な調査研究費、設計費、試験費、試作費等とする。

（補助金の限度額）

第5条 補助金の限度額は50万円とし、1事業につき1回限りとする。

（補助対象期間）

第6条 補助対象事業が年度を越えるものにあつては、連続する2年間を補助対象期間とすることができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、熊谷市産学連携による新製品等開

発事業補助金交付審査会において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査により当該事業の内容が補助対象事業に該当するか否かを審査の上、当該申請に係る補助金の交付又は不交付を決定し、速やかにその旨を申請者に補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（変更承認の申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業計画等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、中止し、又は廃止しようとするときは、事業計画等変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、内容を審査し、事業計画等変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該事業終了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第5号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（企業化の報告等）

第12条 市長は、補助対象事業の完了した日の属する会計年度以降3年間については、補助事業者に対し、当該補助対象事業の企業化の状況等について報告を求めることができる。

（書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、これらを5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。